

等々力緑地屋内野球練習場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市都市公園条例(昭和32年条例第6号。以下「条例」という。)及び川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号。以下「規則」という。)で定めるもののほか、等々力緑地屋内野球練習場(以下「屋内野球練習場」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用内容)

第2条 屋内野球練習場の使用は、野球練習とするものとする。

(優先使用)

第3条 施設管理者は、屋内野球練習場の使用については等々力野球場を使用する者を優先させるものとする。

(原状回復)

第4条 施設管理者は、使用者が屋内野球練習場を故意又は過失により、き損し、又は滅失した場合、これを現状に回復させるものとする。

(使用の取り消し及び制限)

第5条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用料を納付しないとき

(2) 条例及び規則に並びにこの要綱に違反し、または施設管理者の指示に従わないとき

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。